

第2回清瀬市使用料審議会会議録（要旨）

会 議 名：第2回清瀬市使用料審議会

事 務 局：企画部財政課財政係

開催場所：男女共同参画センター4階会議室1

日 時：平成25年10月2日（水曜日）午後6時30分～午後8時30分

出席者：委員10名（辻会長、内野会長職務代理、堀委員、小俣委員、川原委員、木下委員、稲田委員、堀川委員、梅原委員、金子委員）

その他6名（企画部長、財政課長、子育て支援課長、財政課財政係長、他2名）

欠席者：0名

傍聴者数：0名

会議次第

1. 開会

2. 第1回議事録（要旨）の確認

3. 議題

（1）認可保育園における保育料適正化について

（2）その他

4. 閉会

審議経過

1. 開会

会長より開会の挨拶

2. 委員紹介

前回欠席の木下委員及び稲田委員による自己紹介

3. 前回会議録の確定について

会長が各委員に対して確認し、原案のとおり可決され、確定。

4. 議題

(1) 認可保育園における保育料適正化について

事務局より下記の資料について説明

- ・資料3 「非課税世帯の状況」
- ・資料4 「各階層別収入額表」
- ・資料5 「現保育料と徴収割合 49.0%・50.0%の比較【総括表】」
- ・資料5-1-1～9
「現保育料と新保育料の単価及び改定額と上昇率【49.0%】」
- ・資料5-2-1～9
「現保育料と新保育料の単価及び改定額と上昇率【50.0%】」

(委員からの意見・質問)【「⇒」以降は事務局の回答】

- ・資料3を見ると、B階層の収入は、A階層である生活保護世帯とあまり変わらないので、この層から徴収するのは良くないのではないか。
- ・他市の階層区分の平均が23階層との話だが、清瀬市の階層区分も増やしても良いのではないか。
- ・国の最高階層区分である第8階層の幅に対応するのは、清瀬市ではD17階層しかないと思う。また、国の第8階層に当たる世帯の場合、3歳未満児の第1子の保育料を5万以上市が肩代わりしている。一方、B階層については、保育料を0円に抑えても9,000円しか肩代わりしていない。応能負担の考え方から言うと、例えば国の第8階層の基準である所得税課税額が734,000円で区切る等、全体的に階層を今よりも丁寧に設けても良いのではないか。
- ・D12階層とD13階層で改定額に開きがあるが。
⇒張り付いている人数によって開きがあるためである。
- ・月額給食代はどれ位か。

- ⇒賄い代として払っているが、1園あたり年間200万円から700万円である。園によって定員数が違うが、1人あたり月平均5,600円である。
- ・賄い費は、保育料とは別に保護者が支払っているのか。
⇒賄材料費として予算計上しており、保育料とは別に支払ってもらっている訳ではない。また、保育料は、保育園でかかる運営費の一部を負担していただいているものである。
 - ・第3子としての保育料が適用される条件としては、3子が同時に保育園等に通園してないといけない。例えば、第3子であっても歳が離れていて1人しか保育園等に入園していない場合には、第1子の保育料が適用される。なお、第3子としての適用については、所得税課税額は関係ない。
 - ・市財政力が26市の中で低い方にも関わらず、国徴収基準に対する市徴収基準の割合（以下、「徴収割合」という。）が47.6%であり、他市よりも低いということは、市の財政事情を苦しめているので最低でも26市平均の徴収割合49.0%に改定すべきだと考える。
 - ・前回の使用料審議会の6年前と比べて、所得階層人数に変化はあるか。
⇒基本的に変更はないと認識している。
 - ・B階層とC階層の具体的な違いが不明である。
⇒市民税を課税する所得基準と所得税を課税する所得基準の差によるものである。市民税の課税基準の方が低いため、B階層は、市民税及び所得税のいずれも課税されていない世帯。C階層は、市民税の均等割又は所得割のいずれかでも課税されおり、所得税が課税されていない世帯となる。
 - ・B階層を分けている自治体はあるのか。
⇒資料2（前回資料）P.12を見ていただくと、ひとり親家庭等で区分している自治体もある。
 - ・C階層は、既に保育料を徴収している。B階層の保育料を徴収せず、C階層を改定してしまうとB階層とC階層間での保育料の差が今よりも大きくなってしまうので、C階層の保育料は据え置いた方が良いのではないか。
 - ・保育料の滞納状況を教えてほしい。
⇒平成24年度現在では、総額で1,200万円位滞納がある。なお、現年度分の保育料をいかに過年度に回さないかの取り組みが一番重要だと考えている。児童手当が支給される月頃に過年度の滞納者に対して、催告状を送っている。また、組織改正により平成24年度から新しく徴収課を設け、滞納繰越分の事務分掌を徴収課に移管し、保育料の徴収について連携を図っている。
 - ・消費税が平成26年4月から8%になることが決定した。保育料の改定時

期については、消費税8%に慣れた位の1年後という案もあるかと思うが、平成27年10月に10%が上がることも予想され、2年後又は3年後に改定という答申を出す訳にもいかないが、消費税が8%に改定されるタイミングで保育料を改定するのも忍びない。しかし、保育料を改定しないと、保育園運営費が増加する中、市の負担が増え、その分が他の福祉に影響が出てきてしまうのではないか。

(決定事項)

今後の審議会の進め方について以下の方針を決定した。

- ・ A階層と収入額があまり変わらないB階層からは、現行どおり保育料を徴収しない。また、B階層と既に保育料を徴収しているC階層の間で保育料の差を大きくしないためにC階層の保育料は据え置く。
- ・ 徴収割合は、26市平均の49.0%を目途とし、保育料の改定を検討する。
- ・ 所得階層の細分化を検討する。
- ・ 改定幅の特徴は、資料5-1-1（改定率均等）、資料5-1-2（中間層縮小、高階層拡大）を基本とする。

(2) その他

第3回の審議会の日程は、下記のとおり変更となった。

- ・ 第3回：平成25年10月24日（木）午後6時30分～

第4回の審議会の日程は、下記のとおり決定した。

- ・ 第4回：平成25年11月28日（木）午後6時30分～

5. 閉会